

## 平成27年度地域づくり団体活動支援事業の実施に係る留意事項

事業の実施については、実施要綱とともに次の事項に留意してください。

### 1 助成対象事業

(1) 要綱第3の1は、自主的・主体的な地域づくりを支援対象とすることから、以下の事業は助成対象となりませんので、留意してください。

- ①行政機関が主導して行う事業
- ②どのように地域づくりに貢献するのか不明確な事業
- ③単に指導・助言のみを行う事業
- ④国及び地方公共団体など他の補助金を受けている事業

### 2 実績内容周知について

要綱第11で述べているとおり、広く周知するにあたり、講師及び参加者に公開について了承を得ておいてください。

### 3 謝金及び旅費について

(1) 助成金の上限について

助成する謝金及び旅費は、それぞれ10万円を限度とします。ただし、助成金総額（助成する謝金及び旅費の合計額）は15万円を限度とします。

(2) 講師等の助成対象人数について

要綱第5の(1)及び(2)について、講師等を2名以上招聘する場合にも、それぞれ助成の対象になります。ただし、助成する謝金及び旅費は、それぞれ総額10万円を限度とし、助成金総額は15万円を限度とします。なお、複数名招聘する場合は各個人分の謝金・旅費を計算し記入することとします。

(3) 特急料金の取り扱いについて

要綱第5の(2)について、特急料金は、乗車距離が100キロメートルを越える場合が助成対象になります。また、特急列車を乗り継ぐ場合、乗り継ぐ特急列車の乗車距離が50キロメートルを越えるときは併せて対象になります。運行ダイヤ等やむを得ない場合は、この限りではありませんので、留意してください。

4 要綱第6から第13までの規定に基づく事務の流れは、別紙のとおりです。

5 添付書類について

助成金交付申請書（様式1）には「その他参考となる資料」として、講師等のプロフィール、講師写真（データ）及びプログラムやチラシなど、講師等が講演または指導等を行う時間がわかる書類を添付してください。

6 領収書について

- (1) 実績報告書（様式2）に添付する領収書（様式4）については、領収書の写しを全国協議会に提出してください。
- (2) 講師等が2名以上の場合は、それぞれの講師から領収書を受領してください。代表者による一括の領収書では受付できませんのでご注意願います。

7 振込口座について

助成金の振込口座は実施団体名義のものとしてください。個人名義等、実施団体名義以外の口座にはお振り込みできませんのでご注意願います。

8 助成金の交付希望日について

- (1) 原則「五・十日」（ごとうび：5日、10日、15日、20日、25日、月末日）の日付で申請していただくようお願いします。なお、土日祝日の場合は直前の金融機関営業日となります。
- (2) 交付希望日が空欄の場合は、全国協議会が指定する支払日とします。
- (3) 助成金の仮払いは、原則として事業実施の1週間前からの支払いとなりますので、仮払いを申請される際は、ご注意願います。

9 各種書類の修正期間について

原則、修正指示から2週間以内に再提出すること。

10 助成事業名の明示について

助成対象団体は、実施する事業が「平成27年度地域づくり団体活動支援事業」であることを、次に掲げる方法等により周知してください。

- ・開催を広く周知するための案内チラシ等に「平成27年度地域づくり団体活動支援事業」と表記すること。

11 交付決定の取消について

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消す場合があります。

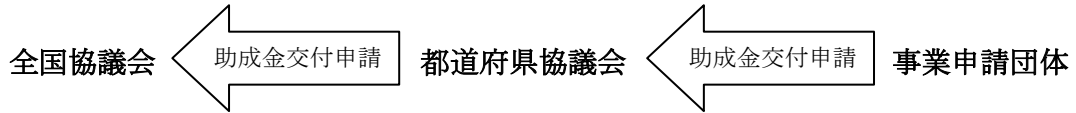
- ①事業実施前に変更申請が提出されなかった場合
- ②実績報告や修正指示の提出期限が著しく守られない場合
- ③記載内容から当該事業の効果が読み取れない場合

(別紙)

《事務手続きの流れ》

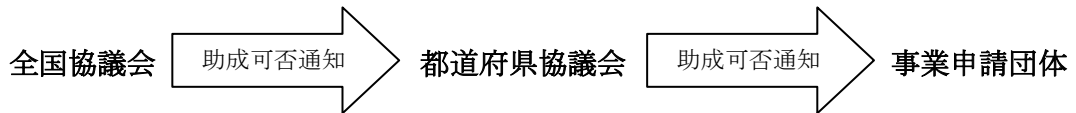
1 登録団体の場合

(1) 助成金の交付申請

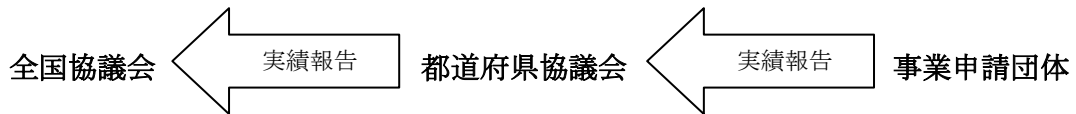


事業実施予定日の2ヶ月前までに全国協議会に提出

(2) 助成金の交付決定

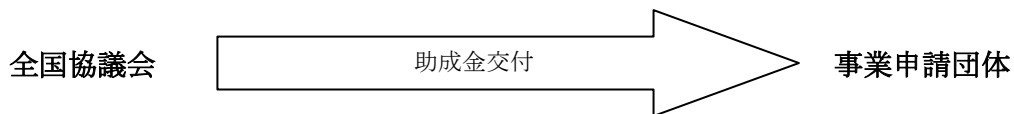


(3) 実績報告



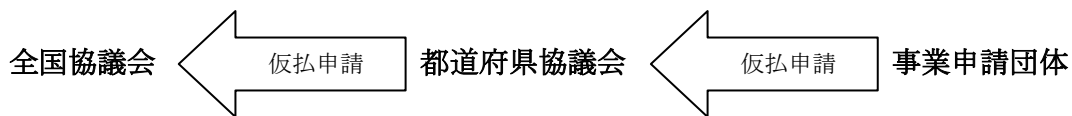
事業終了後1ヶ月後または平成28年3月1日のいずれか早い日に全国協議会に提出

(4) 助成金交付



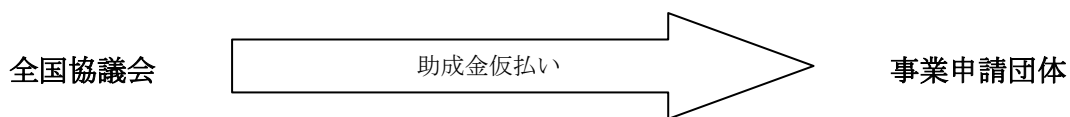
(5) 仮払申請する場合

① 仮払金の申請



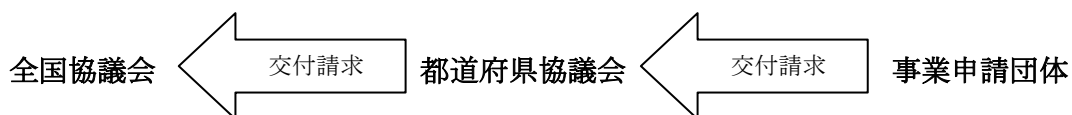
事業実施予定日の1ヶ月前までに全国協議会に提出

② 仮払い



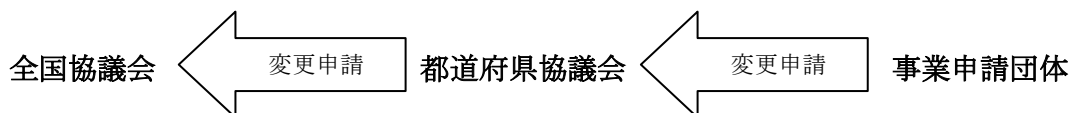
事業実施予定日の1週間前以降

③ 仮払金の精算



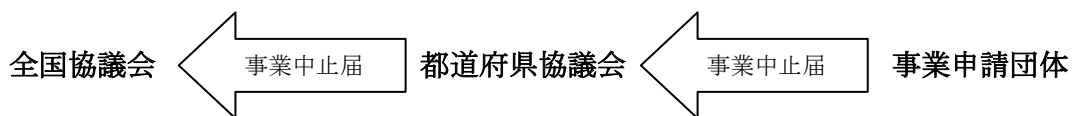
実績報告と同時

(6) 事業を変更する場合



事業変更決定後、ただちに全国協議会に提出

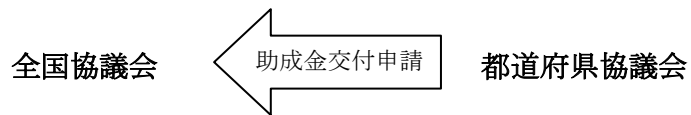
(7) 事業を中止する場合



事業中止決定後、ただちに全国協議会に提出

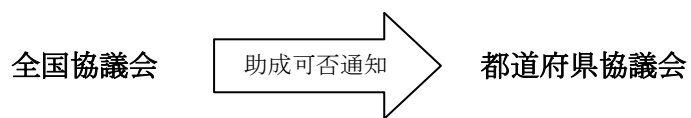
## 2 都道府県協議会の場合

### (1) 助成金の交付申請

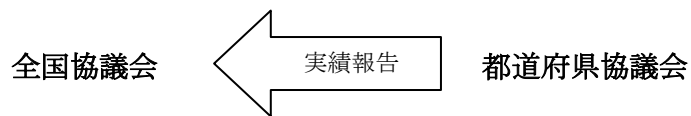


事業実施予定日の2ヶ月前までに全国協議会に提出

### (2) 助成金の交付決定



### (3) 実績報告



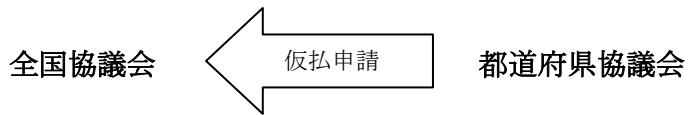
事業終了後1ヶ月後または平成28年3月1日のいずれか早い日に全国協議会に提出

### (4) 助成金交付



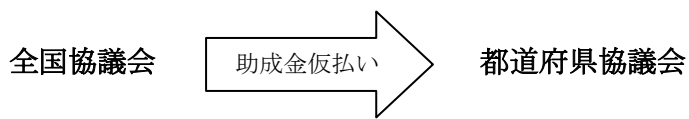
(5) 仮払申請する場合

① 仮払金の申請



事業実施予定日の1ヶ月前までに全国協議会に提出

② 仮払い



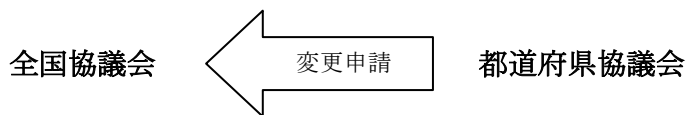
事業実施予定日の1週間前以降

③ 仮払金の精算



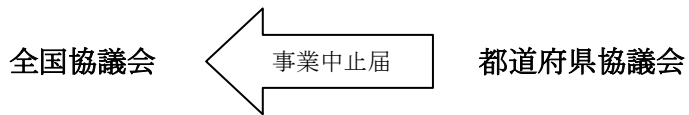
実績報告と同時

(6) 事業を変更する場合



事業変更決定後、ただちに全国協議会に提出

(7) 事業を中止する場合



事業中止決定後、ただちに全国協議会に提出